

環境影響評価法における 放射性物質適用除外の削除

1. 環境影響評価法における放射性物質適用除外規定の削除
2. 放射性物質に係る環境影響評価のイメージ

2. 放射性物質に係る環境影響評価のイメージ

①調査項目及び手法の選定

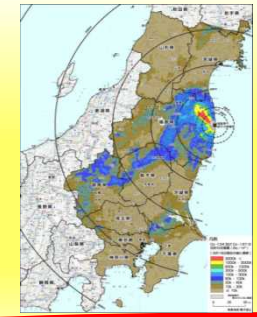
以下のことを踏まえて、放射性物質の影響を評価する必要性を判断

事業特性: 事業の種類、土地改変の規模 等

地域特性: 既存の文献、国、自治体、専門機関等の
モニタリング結果 等



放射線モニタリング情報
(原子力規制委員会HP)



航空機
モニタリング結果
(旧文科省HP)

必要がないと判断されれば、放射性物質を
項目として選定しない

②調査

事業実施区域の放射線量の測定等



空間放射線量の計測例

※既存のモニタリング結果で十分に評価が可能な場合はそれらの活用が可能。

③予測・評価

環境保全措置の必要性の検討

環境保全措置の必要あり

④環境保全措置の検討

残土の処理等の検討